

食品添加物の指定等に関する薬事・食品衛生審議会 食品衛生分科会添加物部会検討結果概要について

平成17年10月27日
厚生労働省医薬食品局
食品安全部基準審査課

- 1 厚生労働大臣より薬事・食品衛生審議会に諮問された「ブタノール」の食品添加物としての指定について、本日開催された薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会で検討され、ひきつづき同部会で審議されることとなった。
- 2 なお、食品添加物公定書の改正について、第8版食品添加物公定書作成検討会（座長 棚元憲一 国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部長）による、食品添加物公定書の改正に関する検討結果が報告され、この検討結果を、今後、同部会で審議することとなった。
また、国際的に安全性が確認され、かつ汎用されている香料の取扱いに関して、添加物としての指定、安全性試験の進捗状況等について報告が行われた。

（参考）

1. ブタノールはフルーツ様の香気を有し、果実等の食品に天然に含まれている成分である。欧米では、焼き菓子、アイスクリーム、ゼリー・プリン、清涼飲料等、様々な加工食品において香りを再現するために添加されている。
2. 食品添加物公定書は、食品衛生法第21条の規定に基づき、食品添加物の成分規格、使用基準等を収載することとされている。昭和35年に第1版が作成されて以来、平成11年の第7版が作成まで、逐次改正が行われている。